

第66回

農業資材審議会飼料分科会及び

第48回

同飼料安全部会

農林水産省消費・安全局

第66回農業資材審議会飼料分科会及び第48回同飼料安全部会

令和7年4月16日（水）

14：00～15：51

農林水産省第2特別会議室

（Web併催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）飼料添加物の対象家畜の拡大

- ・L-カルニチン

（2）抗菌性飼料添加物の取扱いについて

（3）その他（報告事項）

①飼料中の農薬の規格の改正について

- ・クロルベンジレート

- ・パラコート

- ・フェニトロチオン

- ・デルタメトリン及びトラロメトリン

- ・シフルトリン

②飼料添加物の試験法の改正

③飼料添加物の指定の手引きの改訂

3. 閉 会

午後2時00分開会

○吉戸課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第66回農業資材審議会飼料分科会及び第48回同飼料安全部会を開会いたします。

ウェブ参加の委員の皆様におかれましては、ビデオをオンにさせていただきますようお願いいたします。

本日、事務局を務めさせていただきます吉戸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります前に畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長の石より御挨拶を申し上げます。

○大石飼料安全・薬事室長 初めまして。座って御挨拶させていただきます。

本年4月、消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長を拝命しました大石でございます。

本日は御多用のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から飼料安全行政に御指導、御支援を賜っていること、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

本分科会が前回開催されました12月以降の情勢につきまして少しばかりお話しさせていただきます。

牛肉骨粉の鶏・豚用の飼料の利用再開に関しまして、昨年、令和6年12月26日に牛肉骨粉の製造許可が飼料製造工場等に出されました。滞りなく利用が再開されているというふうに承知しております。

また、牛肉骨粉のペットフードの利用につきましても、同年12月26日付けで通知を改正しまして、再開が認められております。

また、飼料添加物に関しましては、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルについて手続が終了しまして、3月6日に指定されております。

また、昨年度は食料・農業・農村基本法が改正されました。改正基本法の基本理念に基づきまして、新たな食料・農業・農村基本計画、さらには酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を策定すべく議論が行われまして、先週11日に新たな基本計画が作成されております。

飼料をめぐる情勢としましては、気候変動、輸入飼料の調達先の多様化、あと未利用資源の飼料利用の活発化など、変化への対応の重要性がますます増えております。引き続き生産現場の方々が安心して生産を行えるように、しっかりと飼料の安全確保に取り組んで

いきたいというふうに考えております。

本日の分科会では、安全性の観点から飼料添加物の対象家畜の拡大、抗菌性飼料添加物の扱いについて御審議いただく予定となっております。

また、その他（報告事項）としまして、飼料中の農薬の規格の改正、飼料添加物の試験法の改正などについてもお伝えさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御指導を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○吉戸課長補佐 それでは、これからの議事進行は平山分科会長にお願いいたします。

○平山分科会長 よろしくお願ひします。

それでは、まず事務局の方から委員の出席状況と利益相反の有無について御報告をお願いします。

○吉戸課長補佐 それでは、委員の出席状況の報告をさせていただきます。

本日は、坂委員、佐藤委員、松藤委員から御欠席との御連絡を頂いております。出席委員について、委員14名のうち過半数が出席されているため、農業資材審議会令第7条の規定に基づき会議が成立することを御報告いたします。

また、利益相反について事前に確認させていただいたところ、本日の議題に該当される委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○平山分科会長 ありがとうございます。

続きまして、会議の資料について事務局から説明をお願いします。

○吉戸課長補佐 委員の皆様事前に送付いたしましたとおり、資料が1から10までございます。会議室にお越しの委員の皆様はタブレットを御覧ください。もし不足等がございましたら、事務局にお知らせいただけましたら速やかに送付いたします。

○平山分科会長 皆さん、大丈夫でしょうか。

それでは、議事の方に入りたいと思います。

まず最初の議題は、飼料添加物の対象家畜の拡大です。L-カルニチンについて、まず事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。事務局の橋間でございます。

L-カルニチンの対象家畜の拡大について御説明させていただきます。資料2-1を御準備いただけますと幸いです。画面でも共有をさせていただきます。

資料2-1は本件に関する案でございます。

まずは1の背景についてです。

飼料添加物については、飼料安全法に基づき農業資材審議会に意見を聴き、その効果と安全性が確認されたものが指定されております。

飼料添加物の指定は、その必要性が高く効果が明らかで、かつ安全性の確認されたものの中から、必要最低限の範囲において行われることとされていることから、農業資材審議会において確認できた効果あるいは安全性の範囲が限定的である場合には、飼料添加物の給与対象とする家畜が定められます。

今般、平成30年に初めて指定されたL-カルニチンについて、取扱事業者より対象家畜拡大の要望がございました。

要望としては、現在では体重がおおむね120kgを超えた種豚用の飼料にのみ用いることができるところ、体重がおおむね60kgを超え120kg以内の種豚育成中の豚用の飼料にも用いることができるよう適用の拡大を求めるというものでございます。

要望の背景として、現在、L-カルニチンは、種豚育成中の豚用の飼料への添加が認められておりません。しかしながら、通常の種豚場では、種豚と種豚育成中の豚とが混在しており、種豚育成中の豚が種豚用の飼料を摂取してしまう可能性がございました。そのため、一般的な種豚場では種豚用の飼料を使用することが困難な決まりとなっているところです。言い換えますと、本要望のとおり、対象家畜を拡大することは、L-カルニチンを使用する種豚に関わる畜産農家の利益をもたらすことが目的となります。

なお、適用拡大を行うに当たっては、成分規格等省令に定められた飼料に関する成分規格等を改正することとなります。

次に、2の過去の審議状況についてです。こちらは、平成30年にL-カルニチンが指定される際に確認された内容でございます。

詳細としては資料2-2の評価書にございますが、今は概要を説明させていただきます。

安全性については、60kgの子豚を含めて使用した試験により評価が行われました。

効果については、妊娠期の母豚に給与することにより、生まれてくる子豚の体重が増加する効果が確認されております。

このとおり、母豚への効果のみが確認されたため、対象家畜を「種豚」に限ることとさ

れました。

次の2ページ目にまいります。

なお、種雄豚への効果は確認されておりませんが、種豚場において種雄豚と母豚が同居している場合を想定し、かつ雄豚への健康被害等が認められないことも踏まえ、まとめて「種豚」として対象家畜が設定されました。

3の本件の経過について申し上げます。

現行のように、平成30年にL-カルニチンを種豚を対象として指定した際は、1点目として、安全性に関する飼養試験に60kgの豚を用いていること、2点目として、効果は母豚のみで確認されているものの、当時も飼料の分別管理の実態を考慮して、雄豚を含めた種豚を対象としていること、また、こちらが本題ですが、異なるステージの豚が同居している生産の現場では、ステージごとに飼料を分別し、種豚育成中の豚にだけは給与しないというような管理が現実的でない想定されることを踏まえ、畜産農家の利益に資するという意義から、対象家畜（ステージ）に体重がおおむね60kgから120kgの種豚育成中の豚を含めることを認めてはどうかという御提案でございます。

また、このことについて、本飼料添加物の効果・安全性の程度が明らかであることから、飼料添加物効果安全性小委員会において改めて審議することは不要であると整理することを御提案させていただきました。

その結果、飼料添加物効果安全性小委員会における審議は不要と整理されました。

また、L-カルニチンの原体や製剤の規格及び基準について改正事項はございません。

最後に、4の対応（案）としてでございますが、L-カルニチンの対象家畜に種豚育成用の豚を含める改正を行うことについて、御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、改正が適当とされた場合には、今後、関係省庁への評価依頼等の手続を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○平山分科会長 ありがとうございます。これは、効果安全性の小委員会の方でも議論がありましたが、要するに、拡大する部分について、効果は認められていないが安全性は認められているし、現場の方の便宜を考えると広げて、その代わり、その広げた部分については効果をうたわないというのを条件ということだと思えます。

ただいまの御説明について御意見、御質問がありましたら、お願いします。

ウェブで参加の先生は、画面がちょっと小さいので、手を挙げる機能を使っただければ見やすいかと思えます。お願いします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。特に御意見、御質問ないようですので、それでは、このL-カルニチンについて、審議の結果、原案を了承することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

異議のある先生がいらっしゃいませでしたら、このように原案を了承することとしたいと思います。

それでは、議事（1）の飼料添加物の対象家畜の拡大の審議が終了しましたので、答申案について事務局から説明をお願いします。

○吉戸課長補佐 画面上に答申案を表示させていただきまして、御説明をさせていただきます。少々お待ちください。

（答申案 配付）

○平山分科会長 それでは、答申案の説明をお願いします。

○吉戸課長補佐 画面上に表示しました答申案について簡単に御説明させていただきます。

まず、答申案を読み上げさせていただきます。

右上より、7資審第1号。

令和7年4月16日。

農林水産大臣、江藤拓殿。

農業資材審議会長、君嶋祐子。

件名でございますが、「飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準等の設定に係る諮問について（答申）」。

令和7年3月28日付け6消安第7579号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき定められた、L-カルニチンを含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を別紙のとおり改正することは適当と認める。

次ページですが、別紙。

L-カルニチンを含む飼料について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）において、次の事項を飼料の製造の方法の基準として定めること。下線部が改正部分でございます。

1. 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準。

(2) 飼料一般の製造の方法の基準。

タ L-カルニチンは、種豚（体重がおおむね120kgを超えたものに限る。）及び種豚育成中の豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

こちらについて補足説明させていただきますと、1 ページ目右上、7 資審第 1 号というのは文書番号となります。日付ですが、まだ案の段階でございますが、仮に本日の日付ということで「4月16日」と入ってございます。

本文の方ですが、最初に、我々農林水産省の農林水産大臣の方から、農業資材審議会长宛てに今回御審議いただいた「飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準等の設定に係る諮問」ということでお伺いを立てておりましたので、それに対する答申という記載ということで、件名としましては、（答申）というふうになってございます。

本日御審議いただいたL-カルニチンについては令和7年3月28日に農業資材審議会长宛てに諮問しておりますので、「令和7年3月28日付け6 消安第7579号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。」というふうにしてございます。

また、記の中で、かぎ括弧で「別紙のとおり改正することは適当と認める。」としておりまして、別紙において対象家畜として、「種豚（体重がおおむね120kgを超えたものに限る。）」に加えて、これまでのものに加えて、新たに「種豚育成中の豚」を加えまして、「L-カルニチンをこれら以外を対象とする飼料以外の飼料に用いてはならないこと。」というふうにしてございます。

なお、「種豚育成中」については、改正する飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において、既に体重がおおむね60kgを超え、120kg以内のものに限られることが規定されておりますので、先ほど御審議いただき御了承いただいた内容と同じでございます。

説明は以上となります。

○平山分科会長 ありがとうございます。ただいま御説明のありました答申案について御指摘や御質問ありましたら、お願いします。

特に御指摘がないようでしたら、答申案について原案どおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本議事については本日付けで農林水産大臣に答申することといたします。よろしく申し上げます。

○吉戸課長補佐 答申を頂き、ありがとうございました。それでは、所定の事務手続を進めさせていただきます。ありがとうございます。

○平山分科会長 それでは、続きまして次の議題、抗菌性飼料添加物の取扱いについて、こちらの説明に入りたいと思います。事務局の方からお願いします。

○吉戸課長補佐 事務局の吉戸でございます。私の方からは、資料3-1、資料3-2に基づきまして、抗菌性飼料添加物の取扱いについてとしまして、新設する飼料添加物の用途への飼料添加物の移行について御説明させていただきます。画面上に資料を表示いたしますので、少々お待ちください。

まず、この議事の経緯から御説明させていただきます。(1)でございます。

薬剤耐性(AMR)への対策の推進と国際的な関心の高まりなどを受けまして、昨年末、令和6年12月24日に開催されました飼料分科会におきまして、事務局の方より、抗菌性飼料添加物の取扱いについて見直し等の案を御提案させていただきました。見直し等の案については、本日、資料3-2でお示ししているものでございますけれども、12月の飼料分科会においては、見直し等の案について御審議を頂きまして、方向性に御了承いただいたところです。

(2)番でございますが、本日はこの見直し等のうち、1.「抗菌性飼料添加物」の分類等の見直しのうち、(2)「特定の病原寄生生物による家畜等の幼齢期における生産性低下の防止」を効果とする抗菌性飼料添加物の取扱いについての事項について御審議を頂きたいというものになります。

資料3-2で12月に御審議いただいた事項について、改めて簡単に御説明させていただきます。

「「特定の病原寄生生物による家畜等の生産性低下の防止」を効果とする抗菌性飼料添加物の取扱いについて」という題名のものがございます。

現状は、飼料添加物の評価基準では、抗菌性飼料添加物は、「家畜等の成長の促進又は飼料効率の改善」——「成長促進」、又は「特定の病原寄生生物による家畜等の幼齢期の生産性の低下の防止」——こちらは「生産性低下の防止」というふうに略しますけれども、このいずれかの効果を有することが確認されたものについて指定が認められることとなっています。

一方、指定に際しては、「成長促進」「生産性低下の防止」のいずれの効果が確認されたものについても、飼料添加物の三つ目の用途「飼料が含有している栄養成分の有効な利

用の促進」——こちらは、いわゆる「成長促進」と呼ばれるものですが、この用途に供するものとして指定されています。

見直しの方向としまして、海外では、コクシジウムのような寄生虫の影響による生産性低下を防止するという目的のものは、成長促進目的のものとは区別して取り扱われており、また、海外では成長促進目的の抗菌剤の使用を削減させようという動きがある一方、コクシジウム等の寄生虫による生産性の低下を防止するような効果のある物質は、畜産生産においては必要不可欠なものとして取り扱われています。

一方、日本ではこれらに区別がなく、いずれも位置付けとしては「成長促進」に分類されています。

こうした状況を踏まえまして、日本でも、「生産性低下の防止」を用途とするものとして、「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」という用途を新設いたしまして、この効果を確認して指定された飼料添加物については、当該用途のものとして位置付けるようにしたいという御提案をさせていただきました。

具体的には、用途を新設いたしまして、現在3番目の用途に位置付けられている飼料添加物のうち、指定時に「生産性低下の防止」を効果とするところを確認しているものを新設した用途に移行させるということをしてほしいということで御提案をさせていただきました。

また、今後の予定として御説明しましたところですが、どのような物質を3番目の用途から4番目の新設した用途のものに移行するかという点については、事務局において個別の剤の指定当時の効果が「成長促進」か「生産性低下の防止」、いずれであるかということを確認、整理いたしまして、当審議会の飼料分科会効果安全性小委員会に確認を行った上で、次回以降の飼料分科会で報告させていただきたいということで御説明させていただきました。

資料3-1の経緯に戻らせていただきますけれども、こちら審議の結果、「特定の病原寄生生物による家畜等における生産性低下の防止」を効果とする飼料添加物の用途として、4番目の用途「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」を新設することについて御了承いただきました。

また、実際にどの抗菌性飼料添加物を新設する用途に移行させるかについては、事務局において指定ときに審議会で確認した効果を整理し、飼料添加物効果安全性小委員会に確認を行うということとされました。

(3) 番でございますが、その後、事務局においては、指定当時の審議会のデータを確認いたしましたして、「生産性低下の防止」の効果を確認していたものについて、別紙のとおり整理をいたしました。

(4) 番でございます。本年3月31日に開催されました第10回飼料安全部会飼料添加物効果安全性小委員会において、別紙の整理（案）について御確認いただき、御了承いただいたというところでございます。

見直しの概要でございますが、本日御審議いただきたい事項になります。

第3号の用途「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」に供するものとして既に指定されている飼料添加物のうち、「特定の病原寄生生物による家畜等における生産性低下の防止」の効果が確認された別紙のものを、新設する用途「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」の飼料添加物に位置付けるよう見直すということについて御審議をお願いいたしたいと思っております。

3番目、今後の対応（予定）でございますが、本日、見直しは適当であるとの御回答を頂きましたら、今後は食品安全委員会への諮問等、必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

ここで、別紙について御説明させていただきます。こちらの表は「寄生生物による生産性低下の防止」という効果が確認されたものを列記したものとなります。

左側は飼料添加物の物質名となっております。

「効果」の欄でございますが、指定時に確認していた効果を記載したものでございますが、いずれも「寄生生物による生産性低下の防止」を確認しておりましたので、「生産性低下の防止」というふうに書いております。

こちら、括弧内のコクシジウム、ロイコトゾーンでございますが、こちらいずれも寄生虫の一種である原虫に該当するものです。

また、こちら、豚回虫も寄生虫の一種である回虫に該当するものです。

これらの寄生虫に対する効果を作用機序としまして、生産性が低下するのを防止するという効果を確認しておりました。

なお、これらの物質は諸外国においては抗コクシジウム剤などとして利用されています。

こちら、右の「対象家畜」でございますが、これらの飼料添加物は使用できる畜種、ステージが定められております。それぞれここに記載した畜種、ステージについて、指定する際に提出されていたデータについて確認を行いましたので、記載を分けてございます。

なお、こちらはポリエーテル系の抗生物質で、例えばモネンシンなどでございますと、牛も現在使える対象家畜に含むものがございます。今回、抗コクシジウム効果のデータが提出されていることが確認されたのは、こちらほ乳期のもののみでございましたが、もし今後、事業者の方から幼齢期や肥育期について「生産性低下の防止」の効果を示すデータが提出された場合には、同飼料分科会の効果安全性小委員会において御審議を頂きまして、審議の結果、効果が確認されたものについては、4番目の用途に位置付けるというプロセスを進めさせていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○平山分科会長 ありがとうございます。これまで「抗菌性飼料添加物」というふうに分類されていたけれども、抗菌性が実はないというものについて、誤解のないように新しい分類名を作って、今日の審議は、ここへ移すもの、今こちらの画面に出ている原虫や寄生虫に効果があって抗菌作用ではないものというものを、新しくできた分類に移すことを承認するという審議ということによろしいですね。

○吉戸課長補佐 抗菌性がないものといいますか、目的が菌に対する効果ではなく、原虫と寄生虫に対する効果を確認しているものについて移すということについて御審議いただきたいというものになります。

○平山分科会長 それでは、この件につきまして御意見、御質問等がある委員の方がいらっしゃいましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。特に御指摘がないようでしたら、抗菌性飼料添加物の取扱いについては、審議の結果、原案を了承することとするということによろしいでしょうか。

それでは、特に御指摘はないようですので、原案を了承することとしたいと思います。

○吉戸課長補佐 ありがとうございます。

○平山分科会長 抗菌性飼料添加物の取扱いについての審議は終了しましたので、答申案を画面上に表示して、配付をお願いいたします。

(答申案 配付)

○平山分科会長 それでは、事務局から説明をお願いします。

○吉戸課長補佐 画面上に表示した答申案について簡単に御説明させていただきます。

まず、答申案を読み上げさせていただきます。

7 資審第2号。

令和7年4月16日。

農林水産大臣、江藤拓殿。

農業資材審議会長、君嶋祐子。

件名でございますが、「飼料添加物の指定等に係る諮問について（答申）」。

令和7年3月28日付け6消安第7838号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）第1条に規定する飼料添加物の用途に関し、既に第3号の用途に供するものとして指定されている飼料添加物のうち、第4号として新設する「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」の効果が確認された別紙のものについて、その位置付けを第3号から第4号に改めることは適当と認める。

2 上記「1」に伴う、その他所要の改正を行うことは適当と認める。

こちらについて補足説明させていただきますと、文書番号などは、先ほどのL-カルニチンと同様ですけれども、記の1において、「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」の効果が確認された別紙のものについて、位置付けを改めることとしております。

次のページが別紙となりますけれども、こちらは先ほど御審議いただき御了承いただいた飼料添加物を表形式で列挙しております。

記の2におきまして、「その他所要の改正を行うことは適当と認める。」としておりますけれども、こちら、新たな位置付けを作ることに伴いまして、ハネ改正といえますか、連動して改正が必要となるような事項などを修正する必要がある場合の改正のことでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○平山分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの答申案について御意見や御質問がありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。特にないようでしたら、答申案については原案のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

特に御異論ないようでしたら、本議事については本日付けで農林水産大臣に答申することといたします。

○吉戸課長補佐 答申を頂き、ありがとうございます。それでは、所定の事務手続を進

めさせていただきます。ありがとうございました。

○平山分科会長 これでは審議事項としては以上になりますが、事務局からそのほか報告事項などありましたら、お願いします。

○吉戸課長補佐 事務局から3点、報告事項がございます。1点目は飼料中の農薬の規格の改正について、2点目は飼料添加物の試験法の改正、3点目は飼料添加物の指定の手引きの改訂についてを御報告いたします。

まず、1点目の飼料中の農薬の規格の改正についてのクロルベンジレートについて説明をいたします。

○事務局 事務局の落合と申します。よろしく願いいたします。

資料は4番の資料となりますが、資料の内容に沿ったスライドを準備しておりますので、スライドにて説明させていただきたいと思っております。資料の方を共有させていただきます。

飼料中の農薬（クロルベンジレート）の成分規格の改正について、説明させていただきます。

飼料中の残留農薬につきましては、食品衛生法でポジティブリスト制度が始まった際に、過去に調査した結果、輸入飼料原料から検出した事例がある農薬、畜産物への残留性が高い農薬を選定し、平成18年5月に飼料安全法において基準値を暫定的に定めたところでございます。

その後、現在、順次見直しを行っているところでございまして、今般、令和6年12月の家畜・養魚用飼料小委員会におきまして、クロルベンジレートの基準値を削除することについて了承されましたので、本飼料分科会におきまして報告させていただきます。

農薬クロルベンジレートですが、有機塩素系の殺虫剤でございまして、国内では1955年6月に農薬登録されまして、1994年6月に登録失効している剤となっております。

米国では1979年に柑橘類以外での使用が禁止され、1999年に農薬としての使用が全て禁止されている剤となっており、ヨーロッパでも使用が禁止されているものとなっております。

我が国への飼料の主要な輸出国のカナダ、ブラジルなどにおきましても、クロルベンジレートの流通実態はないものになります。

また、PIC条約に基づきまして輸出入が規制されている剤となっております。

先ほど申し上げましたように、平成18年に飼料のとうもろこし中の最大残留基準値の方が暫定的に設定されておりまして、国内外での使用状況などに基づきまして飼料中のクロ

ルベンジレートの基準値を見直すこととしましたので、報告をさせていただきます。

こちらは、国内外におけるクロルベンジレートの基準値を示したものになります。

日本におきましては、飼料中におきまして、とうもろこしについて0.02mg/kg、食品につきましてはポジティブリスト制度に基づきまして、全ての農畜水産物に0.01mg/kgの基準値が設定されているところとなっております。

飼料中のクロルベンジレートの分析法についてですが、飼料中のクロルベンジレートにつきましては、ガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法や、そのほかガスクロマトグラフによる分析法がございまして、定量下限は0.01から0.05の範囲となっております。

また、畜産物中のクロルベンジレートの分析法につきましては、現在公定法の方は定められていないというものとなっております。

こちらは家畜残留試験の結果となります。

乳牛中のクロルベンジレート1ppmを給与したものにつきましては、乳汁中の残留量としては0.01ppm以下となっております。また豚の試験におきましては、脂肪におきまして給与濃度5ppm以上で給与したものにおきまして、残留が認められる結果となっております。

鶏につきましても、脂肪及び卵黄につきましてクロルベンジレートの給与濃度2ppm以上におきまして残留が認められ、肝臓におきましては10ppm以上の給与濃度で残留が認められる結果となっております。

リスク管理措置についてですが、クロルベンジレートは国内において農薬登録が失効しており、国際的に使用などが規制されていることから、国内外でクロルベンジレートは主要飼料作物に使用されていない状況となっております。

また、飼料に係るモニタリング検査におきまして、過去20年間検出事例はないということ。

これらのことから、クロルベンジレートは飼料及び畜産物に残留するおそれは低いと考えることができます。

食品衛生法でも、穀類に係る当該農薬の基準値は設定されておらず、畜産物に基準値は設定されていないものとなります。

これらのことから、飼料中のクロルベンジレートの基準値は削除することとし、飼料作物への新たな適用や、新たな科学的知見が得られた際は適宜見直しを検討することとしています。

なお、クロルベンジレートにつきましては、畜産物、特に脂肪に蓄積することから、今後も飼料においてリスク管理措置としてモニタリング検査を継続することとし、もしモニタリング検査等におきましてクロルベンジレートが検出された際は、飼安法23条の規定に基づきまして、必要に応じて農業資材審議会の意見を聴いた上で、当該飼料の製造、販売、使用等を禁止するなど、適切にリスク管理措置を実施していくこととしています。

以上、クロルベンジレートの報告となります。

○平山分科会長 ありがとうございます。クロルベンジレートについては、国内外で使用されることは恐らくないだろうということと、その他のデータから見て、飼料中の基準値は必要ないだろうということです。

ただいまの御説明について、御質問、御指摘がありましたらお願いします。

吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 すみません、吉岡です。基本的なことかもしれないんですけども、国内外で使用されておらず、ずっと検出事例もないんですが、5 ppmの添加のときは脂肪に検出されるということから、モニタリングを続けるというような御説明だったと思うんですけども、それはどういった事態を想定してでしょうか。

○事務局 御質問ありがとうございます。確かに現状、世界の使用状況からすると、まず飼料中にクロルベンジレートが残留するということは考えられない、可能性は低いということが考えられます。ただ、これまでも検出されていないということもありますが、万一、国内で高い残留が認められたり、使用されて流通する場合があるかもしれないということで、まずはモニタリングの方は継続していくという判断としております。

○吉岡委員 念入りというか、安全を高めるためにということですね。承知しました。もしかしたら、環境中とか、そういうところの残留とか、そういうことを踏まえてなのかなと思っただけの質問でした。

以上です。

○平山分科会長 ありがとうございます。

そのほか御質問、御指摘はよろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、続きまして、飼料中の農薬の規格の改正についてのパラコートについて、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、引き続き飼料中の農薬（パラコート）の成分規格の改正について説明させていただきたいと思っております。資料番号は5番となりまして、パラコートについまし

でもスライドにて説明させていただければと思います。

飼料中の農薬（パラコート）の成分規格の改正について報告させていただきます。

飼料中の農薬につきましては、先ほど申し上げましたように、ポジティブリスト制度が始まった際に基準値を暫定的に定めたところをございまして、現在、順次見直しを行っているところになります。

今般、令和6年12月の家畜・養魚用飼料小委員会におきまして、パラコートの基準値を改正することについて了承されましたので、本飼料分科会におきまして報告させていただきます。

農薬パラコートについてですが、非選択性の接触型のピピリジニウム系除草剤でございまして、植物体内に吸収されたパラコートイオンは、光合成系により励起された電子により一電子還元を受けてパラコートフリーラジカルとなり、直ちに酸素分子によって酸化されパラコートイオンに戻る形になります。この際生じる活性酸素種が植物細胞を破壊し、除草効果を示すと考えられています。

国内では、水稻やとうもろこしなどに適用がございまして、海外では米国、豪州などで登録がされている剤となっております。

基準値につきましては先ほど説明したとおり、平成18年に暫定的に設定しておりまして、今回、農薬抄録、JMPRの評価書、食品安全委員会の食品健康影響評価結果などに基づき、基準値の見直しを行いました。

こちらは代謝試験の結果となります。飼料用作物に係る作物代謝試験におきまして、主要残留物質につきましては親化合物のパラコートとなっております、10%TRRを超えて残留する代謝物は認められませんでした。

一方、家畜代謝試験におきましては、牛の乳汁中に代謝物B及びCが10%TRRを超えて認められました。

分析法についてですが、飼料中のパラコートの分析法につきましては、液体クロマトグラフ法やLC-MS/MS法などが用いられておりまして、定量下限としては0.01から0.05mg/kgとなっております。

一方、畜産物中のパラコートの分析法の公定法については、現在定められておりません。

規制対象物質、飼料安全法におきまして基準値の対象となる物質でございまして、植物代謝試験により、飼料作物に係る主な残留物質はパラコートであること、飼料中のパラコートの分析法における分析対象物質はパラコートであることから、規制対象物質につつま

してはパラコート、パラコートイオンとしまして、暴露評価対象物質につきましては、家畜代謝試験により、主な残留物質は親化合物であるパラコート、代謝物B及びCでありましたが、こちら代謝試験の結果から、乳汁中の残留値につきましては僅かと考えられたことから、パラコートの暴露評価対象物質につきましても、パラコート、パラコートイオンとすることが適当と考えられました。

次に、作物残留試験の結果となります。こちらは穀類と牧草などの作物残留試験の結果などを示したものになりますが、作物残留試験や家畜残留試験の結果などから食品衛生法上の基準値を超過するおそれはないと考えられたことから、基準値をこちらの見直し案のとおりとすることとしております。

その他の飼料としまして、大豆につきましてはSTMRを算出し、0.025という結果になっております。

家畜残留試験の結果になりますが、こちらは乳牛中にパラコートを給与した際の畜産物中の各組織などの残留量を示したものになります。

表に示しましたように、臓器や乳に残留が認められたものの、乳におきましては用量に応じた残留性は認められない結果となっております。

また、乳牛中の試験の2としまして、標識パラコート及び非標識パラコートの混合物を単回投与した乳汁中の残留放射濃度は最大0.046 $\mu\text{g/g}$ 認められた結果となっております、鶏におきましてはパラコートを給与した結果、卵における最大残留値につきましては、30mg/kg飼料投与群で、全卵で0.06 $\mu\text{g/g}$ 、卵黄では0.19 $\mu\text{g/g}$ であり、卵白ではいずれの飼料においても検出限界未満という結果となっております。

臓器及び組織中の最大残留値につきましては、30mg/kg飼料投与群における腎臓の0.14 $\mu\text{g/g}$ という結果となっております。

豚につきましては、30日間混餌投与した結果、臓器及び組織中の最大残留値は150mg/kg飼料投与群における腎臓の0.40 $\mu\text{g/g}$ でした。

また、鶏及び豚におきましては、ブロイラーに混餌投与した結果、実施したところ、各動物の最大残留値では、産卵鶏では0.10 $\mu\text{g/g}$ 、卵黄になります。また、豚では筋肉において0.02 $\mu\text{g/g}$ という結果になりまして、ブロイラーにおきましては、いずれの飼料においても検出限界未満という結果となっております。

次に、家畜残留試験の結果及び飼料中の最大残留濃度から畜産物中の最大残留濃度を推定いたしました。その結果、食品衛生法に基づく基準値と比較した結果、いずれの部位の

推定残留濃度も食品衛生法に基づく基準値より低い値となりました。

次に、暴露評価でございます。得られた畜産物残留濃度の推計値から暴露評価を行ったところ、ADIに対する比は、最も高い幼児におきましても9.7%ということで、ヒトに健康影響を与える可能性は低いと考えられました。

まとめとしまして、飼料の基準値につきましては、パラコートの基準値につきましては規制対象物質をパラコートとしまして、表に示したとおりの案となっております。

事務局からの説明は以上となります。

○平山分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について、御質問や御指摘がある委員がいらっしゃいましたら、お願いします。

これは一般論としてでもいいんですが、小麦だけだと数字が上がっているんですが、これは何か情報をお持ちですか。

○事務局 小麦の件につきましては資料を共有させていただきますので、少々お待ちください。

小麦につきましては1.1という基準値の方を設定させておりますが、飼料の基準値の設定を考える際に、日本におきましては島国ということで輸入国ということもございまして、諸外国の基準値の方も参照させていただいております。

ただし、その中でも、その基準値において畜産物の残留試験も参照しまして、食品の基準値を超過しないなど、ヒトの健康に影響を与えない限りにおきまして基準値の方を設定させていただいております。

今回、1.1ppmという改正案になっておりますが、こちらにつきましては……

○平山分科会長 確かアメリカとかは。

○事務局 そうですね。そちらの方の基準値も、輸入されることも考慮いたしまして参照させていただいております。

○平山分科会長 何で小麦だけこんなに高いのか、何か御存じですか。

○事務局 米国の方の基準値設定をしたデータにつきましては、今すぐにお答えすることはできないのですが、米国の方で何らかの作物残留試験の結果に基づきまして設定されたのではないかと考えております。

○平山分科会長 ありがとうございます。国際基準に合わせるということがあって、それでもこの基準でも食品への残留は心配がないということを確認されたということだと思います。

そのほか、何か御質問、御指摘ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では続きまして、フェニトロチオンについての説明をお願いします。

○事務局 それでは、引き続き私の方からフェニトロチオンの成分規格の改正について説明させていただきます。資料の方を共有させていただきます。少々お待ちください。

飼料中の農薬（フェニトロチオン）の成分規格の改正になります。資料としては6番となりますが、本スライドにて説明の方をさせていただきます。

フェニトロチオンにつきましても先ほどまでと同様に、食品衛生法でポジティブリスト制度が始まりましたときに暫定基準の方を設定されておりまして、順次見直しを行っております。

今般、令和7年3月の家畜・養魚用飼料小委員会におきまして、フェニトロチオンの基準値を改正することについて了承されましたので、本飼料分科会におきまして報告をさせていただきます。

こちらは、フェニトロチオンの概要になります。フェニトロチオンにつきましても有機リン系化合物に属する殺虫剤でございまして、作用機序は昆虫体内に入った後、コリンエステラーゼと結合することで正常な神経伝達機能を阻害することにより殺虫効果を示すものと考えられております。

国内では稲や飼料用とうもろこしなどに適用がありまして、海外ではブラジルなどで登録されております。

平成18年に飼料の残留基準の方が暫定的に設定されておりまして、農薬抄録、JMPRの評価書、食品健康影響評価などに基づきまして、飼料中の基準値を見直すこととしております。

こちらは代謝試験の結果となります。

水稻の代謝試験におきまして主要な残留物質としまして、親化合物であるフェニトロチオン、代謝物G及びGcが認められておりまして、家畜代謝試験におきましては、ヤギの乳汁中に代謝物Ca、K及びTが認められ、ニワトリにおきましては卵黄中に代謝物G及びGb、うずらにおきましては代謝物Gの方が10%TRRを超えて認められました。

分析法につきましても、飼料中の分析法としましてGC-MSなどを用いた分析法が用いられておりまして、定量下限としては0.05から0.1ppmということになっております。

畜産物中のフェニトロチオンの分析法につきましても、GC-MSなどによる一斉分析法が

定められているところとなっております。

規制対象物質でございますが、植物代謝試験によりまして、飼料作物に係る主な残留物質はフェニトロチオン、代謝物G及びそのβ-グルコース抱合体のGcであったこと。飼料中のフェニトロチオンの分析法における分析対象物質はフェニトロチオンであることから、規制対象物質としましてはフェニトロチオンとしまして、暴露評価対象物質につきましては、家畜代謝試験により可食部の主な残留物質はフェニトロチオン、代謝物Ca、G、Gb、K及びTでございますが、代謝物Gにつきましてはラットにおいて認められておりまして、代謝物Ca、K及びTはヤギの乳汁中で認められましたが、残留値は低い、0.004μg/g以下ということから、暴露評価対象物質につきましてもフェニトロチオンとすることが適当と考えられました。

こちらは作物残留試験の結果となります。こちらは作物の残留試験の結果などを示しておりまして、見直し案としましては作物残留試験に基づく結果及びCodexの基準値などを参照としまして見直す案としております。

その他の飼料、大豆やてんさいに係るSTMRにつきましては表のとおりとなっております。家畜残留試験の結果となります。

牛の試験におきまして、クリーム中で未変化のフェニトロチオン及び代謝物Cがそれぞれ最大0.01及び0.04μg/g認められました。

組織中の残留につきましては、100mg/kg飼料投与群の1頭の腎臓におきまして代謝物Cが0.11μg/g認められた結果となっております。

鶏におきましては、組織中のフェニトロチオン、代謝物B及びGの残留量は定量限界以下で、卵に残留は認められない結果となっております。

次に、家畜残留試験の結果及び飼料中最大残留濃度から畜産物の最大残留濃度を推定いたしました。

こちらは畜産物中の最大残留濃度を示したものになりますが、食品衛生法上の基準値と比較したところ、いずれの部位におきましても推定残留濃度は食品衛生法上に基づく基準値を超過する値は認められませんでした。

暴露評価におきましては、推定された残留値から暴露評価を行いまして、ADIに対する比は、最も高い幼児におきましても74.9%という結果となりまして、ヒトに健康影響を与える可能性は低いと考えられました。

基準値案のまとめとなります。

飼料の規制対象物質はフェニトロチオンとしまして、基準値案としましては表に示したとおりとなっております。

以上、事務局からの報告となります。

○平山分科会長 ありがとうございます。こちらの方はパラコートに比べると見直し前の数字や参考になる食品中の基準値に比べて驚くほど大きな違いはないようですが、御質問、御指摘のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、フェニトロチオンについても終了ということで、本来というか、最初の予定ではここで休憩の予定になっていたんですが、進行が30分以上早いようですが、いかがいたしましょうか。

それでは、一応休憩をちょっと取らせていただきます。今から15時10分まで休憩ということにしたいと思います。また、15時10分になったらお集まりください。よろしく願います。

午後3時02分休憩

午後3時10分再開

○平山分科会長 それでは、再開したいと思います。

飼料中の農薬の規格の改正についての続きということで、次はデルタメトリン及びトラロメトリンについて、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 事務局の酒井でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私からは、飼料中の農薬（デルタメトリン及びトラロメトリン）の成分規格の改正について御説明いたします。資料は資料番号7番の評価書でございますが、資料に沿ったスライドを準備しておりますので、スライドにて御説明いたします。資料を共有いたしますので、少々お待ちください。

すみません、大変お待たせいたしました。

今から飼料中の農薬（デルタメトリン及びトラロメトリン）の成分規格の改正について御説明させていただきます。

デルタメトリン及びトラロメトリンの基準値につきましても平成18年5月に暫定的に定められたものとなっておりますため、基準値の見直し案につきまして、飼料安全部会に設置されております家畜・養魚用飼料小委員会で令和6年12月20日に御審議いただき、御了承いただいたところです。本日は、その御報告をさせていただきます。

農薬デルタメトリン及びトラロメトリンはピレスロイド系の殺虫剤です。

作用機序は神経膜のナトリウムイオンチャンネルに作用して、イオン透過性を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられています。

また、トラロメトリンは動植物体内でデルタメトリンに容易に代謝されることから、両者を一括して検討することといたしました。

デルタメトリンは国内での登録がなく、海外では米国、カナダ、豪州等にて登録されております。

トラロメトリンは国内登録されていますが、飼料作物に対しては適用がなく、海外でも登録は行われていません。

基準値につきましては平成18年5月に暫定的に設定されており、今回、農薬抄録やJMPRの評価書、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に基づき、飼料中の基準値の見直しを行いました。

こちらは代謝試験の結果をまとめたものとなります。

まず、作物代謝試験の結果について御説明いたします。

主要な残留物質は総デルタメトリンであり、主に茎葉において10%TRR以上認められました。

一方で、家畜代謝試験の結果につきましては、牛、鶏、いずれも主要残留物質は総デルタメトリンであり、可食部において、こちらも10%TRR以上認められました。

続きまして、飼料中の主なデルタメトリン及びトラロメトリンの分析法についてです。こちらは、飼料の公定法である飼料分析基準に定められた方法となります。

穀類及び乾牧草を対象とした分析法があり、農薬のガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法では、代謝物CTがデルタメトリンの含量として定量されています。

また、トラロメトリンは、ガスクロマトグラフ質量分析計への注入によりデルタメトリンに変換されることから、デルタメトリンとの含量として定量されます。

次に、規制対象物質、暴露評価対象物質についてです。

規制対象物質、つまり飼料安全法において基準値の対象とする物質でございますが、作物代謝試験の結果や先ほどの分析対象物質を踏まえた上で、規制対象物質は総デルタメトリン及びトラロメトリンとすることが適当と考えられました。

また、暴露評価対象物質でございますが、家畜代謝試験や長期の作物代謝試験より、暴露評価対象物質につきましても、総デルタメトリン及びトラロメトリンとすることが適当と考えられました。

次に、作物残留試験の結果となります。こちらは、穀類と牧草の作物残留試験の結果をまとめたものとなります。

それぞれ作物残留試験からOECD calculatorにより基準値を推定しております。

穀類につきましては、作物残留試験から推定される基準値、Codexや食品衛生法の基準値、食用から飼料用に転用される可能性があることや海外から輸入されることを踏まえて、基準値を表のとおり見直すことといたしました。

牧草につきましても、残留試験から推定される基準値、Codexの基準値、海外から輸入されることを踏まえ、基準値を表のとおり見直すことといたしました。

次に、家畜残留試験の結果です。

こちらは乳牛又は鶏にデルタメトリン及びトラロメトリンを給与した場合の畜産物中の最大残留濃度を示したものとなります。表のとおり、いずれの畜産物からも脂肪において、僅かに残留が認められました。

また、飼料中の最大残留濃度を作物残留試験の結果や我が国における家畜への飼料給与割合を用いて推定したところ、こちらは三つ目の表のとおりとなりました。

次に、先ほどの家畜残留試験の結果及び飼料中最大残留濃度から畜産物中の最大残留濃度を推定した結果となります。それぞれ残留濃度を推定した上で、食品衛生法に基づく基準値と比較をしました。いずれの部位におきましても、推定残留濃度が食品衛生法に基づく基準値より低い値となっております。

次に暴露評価でございます。今回推定した畜産物の最大残留濃度と植物由来食品からの経口摂取量を踏まえて、ヒトへの健康影響について評価を行いました。暴露評価対象物質を総デルタメトリン及びトラロメトリンとして暴露評価を行ったところ、ADIに対する比は、最も高い幼小児でも42.9%であったことから、ヒトに健康影響を与える可能性は低いと考えられました。

以上の結果から、作物残留試験等から検討した基準値を採用することとし、見直し後の基準値をこちらの表のとおりとすることといたしました。

今後、パブリックコメント等の手続を実施した上で基準値を改正することとしております。

事務局からの説明は以上となります。

○平山分科会長 ありがとうございます。改正後は、参考になる食品やCodexの基準に合うような改正になるということだと思います。

ただいまの御説明について御指摘や御質問がありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。特にないようでしたら、続いてシフルトリンの説明もお願いいたします。

○事務局 飼料中の農薬（シフルトリン）の成分規格の改正についても御説明させていただきます。資料は資料番号8の評価書でございますが、こちらもスライドに沿って御説明させていただきます。

シフルトリンの基準値につきましても、平成18年に暫定的なものとして定められていますので、基準値の見直し案について、飼料安全部会に設置されております家畜・養魚用飼料小委員会で令和7年3月14日に御審議いただき、御了承を頂いたところです。

シフルトリンにつきましてはピレスロイド系の殺虫剤であり、作用機序は末梢又は中枢神経の軸索に作用し、反復興奮による痙攣や麻痺を引き起こすことにより殺虫効果を示すと考えられています。

シフルトリンは国内では小麦や大豆などに適用があり、海外では米国等で登録されています。

こちらにつきましても、農薬抄録やJMPRの評価書、食品健康影響評価結果等に基づき、飼料中の基準値について見直しを行いました。

こちらは代謝試験の結果をまとめたものとなります。

まず、作物代謝試験について御説明いたします。

主要な残留物質はシフルトリンであり、10%TRR以上認められた代謝物は、代謝物[IV]、[V]、[VI]、[XIII]でした。

次に、家畜代謝試験の結果についてです。

主要な残留物質はシフルトリンであり、可食部において10%TRR以上認められた代謝物は、代謝物[IV]、[V]、[VI]及び[VIII]でした。

続きまして、飼料中のシフルトリンの分析法についてです。こちらも飼料の公定法である飼料分析基準に定められている方法となります。

配合飼料や乾牧草等を対象としたピレスロイド系農薬のガスクロマトグラフによる系統分析法があります。

次に、規制対象物質、暴露評価対象物質の検討についてです。

規制対象物質、基準値の対象となる物質でございますが、作物代謝試験の結果や、先ほどの分析対象物質を踏まえた上で、規制対象物質はシフルトリン、各異性体の和としまし

た。

また、暴露評価対象物質でございますが、家畜代謝試験や長期の作物代謝試験より、主な残留物はシフルトリン及び代謝物 [IV]、[V]、[VI]、[XIII] でした。

ですが、代謝物 [IV]、[V]、[VI]、[XIII] については、JMPRにおいて急性毒性及び遺伝毒性に関する試験が実施され、代謝物の急性毒性は親化合物よりも低く、遺伝毒性も認められなかったことから、毒性学的懸念があるものとして特定されませんでした。

このため、暴露評価対象物質もシフルトリン、各異性体の和とすることが適当と考えられました。

次に、基準値検討の結果です。

こちらは、穀類の作物残留試験の結果をまとめたものとなります。

それぞれ作物残留試験からOECD calculatorにより基準値を推定しています。作物残留試験から推定される基準値、今回は米国や食品衛生法の基準値、食用から飼料用に転用される可能性があることから、海外から輸入されることを踏まえて基準値を表のとおり見直すこととしています。

牧草の残留試験の結果をまとめたものがこちらになります。牧草につきましても、残留試験から推定される基準値、海外から輸入されることを踏まえて基準値を表のとおりに見直すことといたしました。

次に、家畜残留試験の結果となります。こちらは、乳牛及び採卵鶏にシフルトリンを給与した場合の畜産物中の最大残留濃度を示したものとなります。表のとおり、牛の脂肪においてシフルトリンの残留が認められました。

また、飼料中の最大残留濃度を作物残留試験の結果や我が国における家畜への飼料の給与割合を用いて推定したところ、こちらの三つ目の表のとおりとなりました。

次に、先ほどの家畜残留試験の結果及び飼料中最大残留濃度から畜産物中の最大残留濃度を推定した結果となります。それぞれ残留濃度を推定した上で、食品衛生法に基づく基準値と比較をいたしました。いずれの部位の推定残留濃度も食品衛生法に基づく基準値より低い値となっております。

次に、暴露評価でございます。今回推定した畜産物の最大残留濃度と植物由来食品からの経口摂取量を踏まえ、ヒトへの健康影響について評価を行いました。

暴露評価対象物質をシフルトリン、各異性体の和として暴露評価を行ったところ、ADIに対する比は、最も高い幼小児においても19.7%であったことから、ヒトに健康影響を与

える可能性は低いと考えられました。

以上の結果から、作物残留試験等の結果から検討した基準値を採用することとし、見直し後の基準値をこちらの表のとおりとすることといたしました。

今後、こちらにつきましてもパブリックコメント等の手続を実施した上で、基準値を改正することとしております。

シフルトリンの説明は以上となります。

○平山分科会長 ありがとうございます。こちらも数字が上がっているものに関しては、アメリカの基準に合わせているという事情なのかと思います。

ただいまの御説明について、御指摘、御質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、特に御指摘はないようですので、続いて報告事項の2点目に進みたいと思います。報告事項の2点目は、飼料添加物の試験法の改正についてです。事務局の方から御説明をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。事務局の橋間でございます。飼料添加物に関する試験法の見直しの検討状況について御報告をさせていただきます。資料9-1を御準備いただけますと幸いです。画面でも共有させていただきます。

まずは1の背景についてです。

飼料添加物の成分規格において、有害な試薬を使用する試験法が定められていることから、現在、試験の実施が困難な場合があります。試薬の例としては、モントリオール議定書の規制対象物質や発がん性を有する物質が挙げられます。

このような状況から、農林水産省の委託事業における試験法の開発を行うなどにより、ベンゼンを使用する試験法から見直しを進めることといたしました。

次に、2の現在の状況についてです。

飼料添加物の成分規格において、ベンゼンを使用する試験法が定められているビタミンD定量法、ビタミンA定量法の第1法、ニコチン酸アミド定量法について、各年度の委託事業によって試験法の開発を行いました。

他方、飼料関係業界から、そのほかの有害な試薬等を使用する試験法についても見直しの要望がありましたため、優先して開発を行っております。

次のページでございます。

今回の御報告としては、ビタミンD定量法及びそのほかの試験法に関する所要の改正について、飼料添加物規格小委員会において議論され、了承が得られました。了承されたビ

タミンD定量法の改正案については、資料9-2にございます。

今後の予定として、了承された案による改正の手続を行います。

また、見直しが必要な試験法については、引き続き見直しを検討いたします。

以上でございます。

○平山分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について御質問や御指摘がある委員がいらっしゃいましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

潮先生、よろしく申し上げます。

○潮委員 このベンゼンなり、シアン化合物なりの毒性、危険性というのは相当前から言われていたところですが、今やっているという事態というのはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。すみません、いじめるような質問で申し訳ございません。

○平山分科会長 いかがでしょうか。

○事務局 御質問ありがとうございます。おっしゃったうち、ベンゼンについてでお伝えさせていただきますと、おっしゃったとおりの事情ですので、もう実態としては、そもそもこの試験についてできないという状態でございます、そうですと飼料添加物としてしっかり分析をされて使えるというものが、使えないという状況になってしまいますので、そこは試験法の開発ということではそうならないように、しっかり使える試験法として定めたいというところでの、そういった形で進めているところでございます。

○潮委員 では、これまでもちよいちよのお試的なことはやられていたという理解でいいんですか。

○事務局 そうですね。ちょっと背景というところで、あと現在の状況として、今回御報告としてはビタミンDの定量法の御報告とさせていただいたんですけれども、それまでも都度、見直しということで進めていまして、こういった飼料分科会の場でその結果については、改正を行うものについては御報告をさせていただいていた次第でございます。

○潮委員 すみません、意地悪な質問で申し訳ありませんでした。

○平山分科会長 ありがとうございます。私も規格小委員会の方にも出ていたんですけれども、要はなかなか良い方法が開発できなかったというような理解でいいんですか。ずっと続けて検討はしていたんですけども、やっと改正する——改正というか、発表できるような方法が見つかったので、今日報告があったという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 そうですね。特に今回ビタミンD定量法について、おっしゃったような部分も

あるかと思えますし、随時——随時というか、いろいろな試験法について順番に開発を行っていたところではありますので、各年度の限られたリソースの中で順次進めてきたというところがございます。

○平山分科会長 ありがとうございます。このほかにも、まだ困っている分析法はあると思いますので、順次進めていかれるんだと思います。よろしくをお願いします。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、続きまして報告事項の3点目、飼料添加物の指定の手引きの改訂について事務局から御説明をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。事務局の橋間でございます。

飼料添加物の指定の手引きの改訂について御説明させていただきます。資料10-1を御準備いただけますと幸いです。画面でも共有をさせていただいております。

資料10-1は改訂事項の御説明の資料でございます。

まずは1の背景についてです。

飼料添加物の指定や基準・規格の改正等を行う際は、農業資材審議会の意見を聴くこととされており、御審議いただく際の評価基準が定められております。審議が評価基準に沿って円滑に行われるためには、要望のある事業者から必要十分な資料が提出されることが不可欠なため、資料の作成方法や注意点について解説した「飼料添加物の指定の手引き」を作成して、公表しております。

手引きは都度改訂を行っておりますが、今般の主要な改訂内容、2点について御報告をさせていただきます。

1点目は、外国での評価等に用いられた資料を全て事務局に提出するよう明記するものです。

こちらに至った事案としては、農業資材審議会における審議が行われ、問題ないとして答申された物質について、外国における再評価に用いられた資料の一部が提出されていなかったことが発覚し、再審議を行う必要が生じたものです。

外国における許可状況及び使用状況等については事務局で確認し、審議に必要な資料をそろえるよう求めるため、外国での評価等に用いられた資料を全て事務局に提出するよう記載いたします。

また、農業資材審議会における審議が終了した後であっても、もし関係する新たな知見が得られたとの情報を得た場合には、事務局に報告するよう記載をいたします。

2点目は提出を求める一部の試験実施結果についてです。変異原性試験においては、「製造を予定する製品そのものを用いること」と、これまで記載しておりました。しかし、指定を予定する物質によっては、必ずしもその製品そのものである必要はないと、昨年の飼料添加物効果安全性小委員会の審議に当たって委員から御意見を頂きました。そのため、「試験においては、原則として製造を予定する製品を用いる」という記載にさせていただきます。

改訂後の手引きとしては、資料10-2にございます。

以上でございます。

○平山分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御質問、御指摘の点がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

今まで申請者の方から出てきたものに不備がありがちなところについて、あらかじめ注意喚起をするという目的ということですね。

○事務局 おっしゃるとおり。そうですね。そういったものが発生して審議会の方に戻ってきてしまうみたいなこと、やり直しとか、そういったことができるだけないようなということで、あとはもちろん、必要十分な資料が最初からちゃんと提出されるようにということで手引きの方にも明記させていただくと、そういったところでございます。

○平山分科会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項もこれで終了になります。

そのほか、事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

○吉戸課長補佐 事務局でございます。1点、連絡事項がございます。

飼料分科会において長きにわたり貴重な御意見を頂き、飼料安全の確保に多大な御尽力を頂きました委員の方々、潮委員、佐藤委員、平山分科会長、吉岡委員におかれましては本年4月をもって御退任されることとなりました。この場をお借りして御紹介させていただきたいと存じます。

潮委員におかれましては、食品科学、水産化学の御専門家としまして平成27年4月より臨時委員として飼料分科会飼料安全部会及び栄養部会に御就任いただきました。令和3年からは委員として、また令和5年からは同分科会の分科会長及び家畜・養魚用飼料小委員会の座長に御就任いただきまして、それぞれの部会等における審議にも御貢献いただいたほか、議事の進行、取りまとめにも御尽力いただきました。

佐藤委員におかれましては、食品衛生学の御専門家としまして、令和3年4月より専門委員として飼料添加物規格小委員会及び愛玩動物用飼料小委員会に御就任いただきました。また、令和5年度より臨時委員として飼料分科会及び飼料安全部会の審議にも貢献していただきました。また、飼料添加物規格小委員会の座長として審議の進行、取りまとめにも御尽力いただきました。

平山分科会長におかれましては、微生物及び生菌剤分野の御専門家としまして平成27年4月に専門委員として飼料分科会飼料安全部会に御就任いただきました。平成30年からは臨時委員に、令和5年からは委員として、また令和3年からは飼料添加物効果安全性小委員会の座長に、さらに令和6年度からは同分科会の分科会長に御就任いただき、それぞれの小委員会、部会、分科会における審議に御貢献いただいたほか、審議の進行、取りまとめにも御尽力いただきました。

吉岡委員におかれましては、毒性学の御専門家としまして令和5年より臨時委員として飼料分科会遺伝子組換え飼料部会、家畜・養魚用飼料小委員会に御就任いただきました。令和6年からは委員としまして、それぞれの部会等における審議に御貢献いただきました。

飼料分科会事務局より厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

つきましては、御出席いただいている御退任される委員の皆様からは是非とも御挨拶いただきたいと思っております。

それでは潮委員、よろしくお願ひできますでしょうか。

○潮委員 ありがとうございます。ほぼ10年近くこの分科会の委員をさせていただきまして、皆様には本当に勉強させていただきました。

もともと水生生物の生命科学と、あと食品科学が専門でしたが、この委員を務めている間に魚類養殖、それから牛・豚・鶏の育成までタッチすることになりまして、正にこの分科会で御協議されている内容について、本当に勉強させていただいたものがそのまま知識として使えることになりました。

ちょっと昨年度、一昨年度と体調を崩したせいもありまして、事務局の皆様には御迷惑をお掛けいたしまして誠に申し訳ございませんでした。これからも、我々が食べるものを作っていくために一番ベースとなる委員会と存じておりますので、今後とも皆様にはよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。失礼します。

○吉戸課長補佐 潮委員、ありがとうございました。

続きまして、吉岡委員お願いできますでしょうか。

○吉岡委員 私はとても任期が短くて申し訳ないんですが、既に委員を引き受けたときから研究と離れた企画部門で、この4月からとうとう研究部門から離れるということで委員を辞させていただくことにしました。

私の農研機構の動物衛生研究部門は、私は入ったときからずっと飼料の安全性、毒性という研究をしてきたんですが、昨今の感染症、鳥インフルエンザであるとか豚熱の方に研究がシフトしておりまして、本当に餌の安全性とか、そういったところの研究者も少なく、後継も送り込むことができず、事務局には大変申し訳なかったところですよ。たった2年間でしたけれども、とても勉強になりましたので皆様には感謝したいと思います。ありがとうございました。

○吉戸課長補佐 吉岡委員、ありがとうございました。

それでは、最後に平山分科会長、お願いできますでしょうか。

○平山分科会長 私も10年ということで任期が切れるということがありまして、交代ということになるんですが、この分科会にも数年入れていただいていますし、今年度については座長などという大事な役目も頂きまして、いろいろ御心配をおかけしたのではないかと思います。各委員の先生方、それから農水省の皆さんの支えのおかげで何とか今日もこれで終わることができると思いますので、本当に御協力と御指導に感謝いたします。ありがとうございました。

○吉戸課長補佐 平山分科会長、ありがとうございました。

報告事項は以上となります。

○平山分科会長 それでは、事務局の方からは以上だそうですが、そのほか委員の先生方から何か連絡事項等ありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。それでは、本日の飼料分科会の議事は以上となりますので、議事進行を事務局にお返しします。

○吉戸課長補佐 ありがとうございます。平山分科会長、司会進行をありがとうございました。また、委員の皆様には丁寧に御議論を頂きまして、誠にありがとうございました。

本日答申を頂いた事項につきましては、食品安全委員会への食品健康影響評価等を経て、パブリックコメントや省令改正等の手続を進めさせていただきたいと思います。また、御了承いただいた事項についても、御報告しました方向で進めていきたいと思っています。

なお、本会議は議事録を公開することとしております。後日、事務局で案を作成いたし

まして委員の皆様にご確認いただきたいと考えていますので、御協力のほどよろしくお願
いいたします。

では、以上をもちまして、第66回農業資材審議会飼料分科会及び第48回同飼料安全部会
を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後 3 時 5 1 分閉会